

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 16,028円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和6年8月25日午前6時30分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市大井字東台638番6

(3) 事故の内容 相手方が事故発生場所付近を歩行していた際、市道上の横断側溝のグレーチング蓋に足を取られ、転倒した。

(4) 被害の程度 右手の擦り傷及び右足の打撲

令和7年1月7日

ふじみ野市長 高 畑 博